

梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業仕様書

1. 事業名

梅郷駅西口駐輪場整備・運営事業

2. 設置場所・面積

所在地 : 野田市山崎 1 8 9 0 番地 1 他
(梅郷駅西土地区画整理事業施行地区 / 1 3 街区の一部)
面積 : 1 , 4 6 5 m²

3. 事業の考え方

市は、梅郷駅西口に市有地を有していないため、現在、土地所有者から駐輪場用地として借地し、暫定的に線路側と旧県道側において無料駐輪場を設置している。

また、梅郷駅西口の既存駐輪場は無料であることから、自転車の盗難が相次ぐなど、安全性、防犯性の面から十分な対応がとれていない状況となっている。

その一方、東口は市営の自転車等駐車場があるものの、西口が暫定無料駐輪場となっていることから、東口市営自転車等駐車場の利用率が開設後低迷状態となっており、西口において有料駐輪場整備が急務となっている。

以上のことから、民間のノウハウや経営手法を活かし自転車利用者のニーズに応えるため、市が事業用地を提供し、民間活力を活かし梅郷駅西口に駐輪場整備・運営する事業者を募集するもの。

4. 事業内容

本事業の概要は次のとおり。

(1) 運営期間 : 令和 2 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日

(2) 設置範囲 : 位置図 (別紙 1) 参照

(3) 収容台数 : 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車 (~ 1 2 5 C C まで)
収容台数は提案とするが、自転車については、最低 9 5 0 台収容できるようにすること。

(4) 利用時間 : 2 4 時間

(5) 利用形態 : 定期利用、一時利用 (両方とする)

(6) 利用料金 : 利用料金は、整備地周辺の駐輪場料金 (別表 1) との均衡を図るものとする。

5. 駐輪場等整備及び維持管理経費

(1) 駐輪場等の整備に要する経費は事業者の負担とする。

(2) 施設の管理・運営に要する経費は事業者の負担とする。

(3) 駐輪場を整備する前に整地すること。整地費は事業者の負担とする。

(4) 駐輪場において、利用者から徴収した利用料金は事業者の収益とする。

6. 土地の使用料

土地の使用料は、無料とする。

7. 整備・運営

市が選定した事業者（以下「事業者」という。）が市と協定を締結し、事業者が駐輪場の整備・運営を行うものとする。

なお、当該駐輪場内における違法及び放置自転車への警告札等の貼付業務等は事業者が行うものとする。

8. 協定期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

9. 駐輪場整備等の条件

- (1) 整備する駐輪場については、平面とし、地盤高については、隣接する道路の中央の高さに合わせるものとする。
- (2) アスファルト敷（透水性）とすること。下層路盤は厚100mm以上、表層は舗装厚40mm以上とすること。また、コンクリートを使用する場合は、下層路盤、表層とも100mm以上とすること。
- (3) 周囲をフェンス囲いとすること。フェンスの高さは1200mm以上とする。
- (4) 整備については、工事を市が指定する2段階方式とする。また、運営を開始するまでの間は、無料で開放すること。
- (5) 当駐輪場整備箇所は、梅郷駅西土地区画整理事業施行区内であることから、土地区画整理法第76条に基づく手続きを行うこと。
- (6) その他、整備については、別紙資料（別紙2）を参考とすること。
- (7) 位置図（別紙1）に示した歩行者専用道路に配慮した設計とすること。歩行者道路側に出入口を設置する場合には、利用者に対して注意喚起すること。
- (8) 設置する機器等は、以下の条件を満たす（相当以上）ものとする。

設備機器等

機器等	備考
自転車駐輪機等	<ul style="list-style-type: none">・駐輪機は、安全・防犯に考慮した提案によるものとする。・駐輪しやすいように、平面式ラックとし、主に前輪を保持する駐輪機であること。・電動アシスト付き自転車や子ども、重い荷物を載せた自転車の利用を想定すること。・盗難、不正利用を防ぐための構造であること。・災害等で停電になったときの対応機能を持つこと。・機器の故障や緊急の際、利用者が管理者に24時間365日連絡できる機能を持つこと。また、個別電磁ロック方式を提案した場合、遠隔操作で個別・一斉に強制施錠・開錠ができること。

料金自動精算機	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が容易に使用方法を理解できるよう、精算機本体に駐輪機・精算機の利用方法等を明示すること。 ・金種は、10、50、100、500円硬貨及び千円紙幣が最低限使用可能なこと。 ・交通電子マネー（PASMO等）が使用できること。 ・領収書の発行ができること。 ・夜間の利用に対応するため、照明装置を装備していること。 ・風雨等に耐えられる絶縁・耐圧・防水機能を有し、安全性が保たれていること。 ・防犯対策として、こじ開け行為等に対応した堅牢な機器を有すること。紙幣挿入口や釣銭取出口からのいたずら等に対応した構造を持つこと。また、これらの行為を感知して、管理者に通報できる機能を持つこと。 ・駐輪機の利用時間に応じて料金の課金・無料利用時間帯の設定ができること。また設定を任意に変更できること ・駐輪機の利用状況や集金状況を記録し、日・月単位でのデータ集計・管理、帳票出力が可能であること。
利用看板	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が見やすいものとし、設置場所の状況により調整すること。 ・耐候性のものとし、協定期間終了時までの使用が可能であること。 ・表示内容、大きさ、デザイン、設置場所は事前に担当課と協議すること。
防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策として防犯カメラを設置すること。 ・設置場所は、提案とするが料金自動精算機が撮影できること。

その他の設備機器の設置については、提案によるものとする。

10. 個人情報の取扱い

当駐輪場事業者は、野田市個人情報保護条例及び基本協定並びに別記「個人情報の保護に関する事項」に基づき、個人情報保護マニュアルを作成し、個人情報の適正な管理を行うこと。

11. 情報セキュリティの確保

業務の処理に当たって、野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産（個人情報を含む。）を適正に取り扱うこと。また、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

12. その他

- (1) 必要に応じて、引込柱等付属物の設置を行うこと。
- (2) 災害時に、避難場所的な役割を果たす機能を有する施設であること。

(3) 原則として、協定期間終了時には、原状に復して返還するものとし、返還方法については、事前に担当課と協議を行うこと。

【別表1】

民間自転車預り所

A 駐輪場

形態	車種	利用割合	内 容	金 額
定期	自転車	70%	月額6箇月一括払いで500円割引	1,500円
	原付			2,300円
一時利用	自転車	30%	一回(当日限り)	100円
	原付		一回(当日限り)	150円

B 駐輪場

形態	車 種	内 容	金 額
一時利用	自転車	一回(当日、24時まで)	100円